

19 豊行（情運）第 7 号

平成 19 年 10 月 12 日

豊橋市長 早川 勝 様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野 真一郎

個人情報の例外的取扱いについて（答申第 7 号）

平成 19 年 8 月 20 日付け 19 豊保予第 321 号にて諮問のあった案件について、
下記のとおり答申する。

記

1 歳 6 か月児健康診査未受診児の個人情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、性別、保護者氏名）は、各地域の主任児童委員による家庭訪問調査業務に必要な情報である。そして、住民基本台帳から得たこれらの情報の提供により 1 歳 6 か月児健康診査未受診児調査対象者の権利利益を不当に害するおそれがあるとは認められない。

よって、1 歳 6 か月児健康診査未受診児調査対象者の個人情報を利用目的以外の目的で担当主任児童委員に提供することについて、特別な理由があると認められる。

ただし、実施機関は各主任児童委員に対し、当該個人情報の取扱いについて書面により複写の禁止等の注意事項を示し、無制限に情報が流出することのないよう必要な措置を講ずるものとする。